

健全化判断比率と資金不足比率を公表します

平成22年度の決算を基に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」の規定による健全化判断比率と資金不足比率を公表します。

健全な本町の財政状況

本町の健全化判断比率と資金不足比率を算定した結果、いずれの指標においても早期健全化団体や財政再生団体となる基準値を下回りました。

このことから、本町の財政状況は健全な状態にあります。が、より一層の財政健全化を進めていきます。指標ごとの数値は次の通りです。

実質赤字比率Ⅱ赤字なし

一般会計などの実質的な赤字額が、標準的な収入に対して、どのくらいの割合になるかを示す指標です。

一般会計と住宅資金貸付事業、建設残土処分事業、墓苑事業の収支決算額は黒字のため、該当はありません。

連結実質赤字比率Ⅱ赤字なし

一般会計・特別会計・公営企業会計すべての会計の実質的な赤字額が、標準的な収入に対して、どのくらいの割合になるかを示す指標です。

一般会計、国民健康保険事業特別会計をはじめとした特別会計、水道事業をはじめとした公営企業会計すべてで収支決算額は黒字のため、該当はありません。

実質公債費比率Ⅱ16.2%

一般会計などの実質的な借入金の返済額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になっているかを示す指標です。早期健全化基準の25%を大きく下回っています。

将来負担比率Ⅱ81.1%

一般会計などが将来負担すべき実質的な負債（一般会計の借入金や土地開発公社の負債など）の残高が、標準的な収入に対して、どのくらいの割合になっているかを示す指標です。早期健全化基準の350%を大きく下回っています。

資金不足比率Ⅱ資金不足なし

各公営企業の資金不足額が、事業の規模に対して、どのくらいの割合になるかを示す指標です。対象になる水道事業会計等（病院事業、在宅生活支援事業、農業集落排水事業、浄化槽整備事業、公共下水道事業）ともに、資金不足はありません。

平成22年度 本町の財政状況

■健全化判断比率

(単位:%)

指 標	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	赤字なし	15.00	20.00
連結実質赤字比率	赤字なし	20.00	35.00
実質公債費比率	16.2	25.00	35.00
将来負担比率	81.1	350.00	

■資金不足比率

(単位:%)

特別会計などの名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業	資金不足なし	20.00
病院事業	資金不足なし	
在宅生活支援事業	資金不足なし	
農業集落排水事業	資金不足なし	
浄化槽整備事業	資金不足なし	
公共下水道事業	資金不足なし	

財政健全化法とは

財政健全化法は、平成19年6月、地方公共団体の財政を適正に運営することを目的に公布されました。全ての地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率と資金不足比率を監査委員の審査を受けた上で議会に報告し、住民に公表することが義務付けられています。

健全化判断比率の4つの指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）のうち、どれか1つでも早期健全化基準を超えると「早期健全化団体」に、財政再生基準を超えると「財政再生団体」になります。それぞれ、早期健全化計画、財政再生計画を策定し、早急に財政改善に取り組まなければなりません。

公営企業は、各事業ごとに資金不足比率をチェックします。経営健全化計画を超えると、経営健全化団体となり、経営健全化計画を策定しなければなりません。